

【簡易版】

公衆浴場の営業者向け レジオネラ対策

目 次

- 1 普段の管理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 保健所からレジオネラ属菌が出たと言われたら・・・ 2
- 3 日常点検記録票・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

東京都北区保健所

生活衛生課 環境衛生

1 普段の管理方法

1. 毎日

【浴槽】

- 遊離残留塩素濃度を営業前・営業中・営業後に測定し 0.4 mg/L 以上であることを確認
- 貯湯槽や調節箱の温度が 55℃以上であることを確認
- 営業終了後の換水
- 浴槽の清掃
- ヘアキャッチャー（集毛器）の清掃
- ろ過機の逆洗浄

【カラン・シャワー】

- 調節箱に塩素剤を入れ給湯末端で遊離残留塩素濃度が 0.4 mg/L 以上であることを確認
- カランやシャワーヘッドの清掃

2. 週1回以上

【浴槽・カラン・シャワー】

- 配管内、調節箱の洗浄消毒

配管内の洗浄消毒は以下のどちらか行うこと。両方やると効果的である。

- 遊離残留塩素濃度を 10 mg/L 以上とし、5 時間以上配管内を循環させる
 - （注）高濃度試験紙等で濃度が 10 mg/L 以上になっていることを確認する
 - （注）高い遊離残留塩素濃度に配管が耐えられるか注意する
- 仕込み時に 60℃以上の熱湯で 30 分以上配管内を循環させる
 - （注）60℃より下がらないよう熱い湯を入れ続ける必要がある
 - （注）釜を使用していない施設は燃料費が高くなりがち
 - （注）熱に配管が耐えられるか注意する

3. 年1回以上

【浴槽・カラン・シャワー】

- 調節箱、貯湯槽、貯水槽の清掃

4. 適宜

【カラン・シャワー】

- カランやシャワーヘッドの清掃

2 保健所からレジオネラ属菌が出たと言われたら

浴槽

菌数 (100 mL 当たり)	気泡発生装置	浴槽	浴槽、ろ過器、 配管等の設備 の洗浄・消毒	遊離残留塩素 濃度の維持	自粛届出書 使用再開届出 書	改善措置報告 書・維持管理計 画書
100 CFU 未満	使用停止	使用可能	必要	最低でも 1.0 mg/l 程度		再検査で適にな った後で提出
100 CFU 以上 1000 CFU 未満	使用停止	消毒措置後は 使用可能	必要	最低でも 1.0 mg/l 程度		再検査で適にな った後で提出
1000 CFU 以上		使用停止	必要		提出が必要	再検査で適にな った後で提出

レジオネラ属菌が 100 CFU/100mL 未満だった場合

- ①気泡発生装置等を停止すること。再検査結果が適になるまで続けること。
- ②できるだけ早く浴槽、ろ過器、配管等の設備の洗浄・消毒すること。
配管内消毒は以下のどちらか行うこと。両方やると効果的である。
○遊離残留塩素濃度を 50 mg/L 以上とし、5 時間以上循環させる
（注）高濃度試験紙等で濃度が 50 mg/L になっていることを確認する
（注）高い遊離残留塩素濃度に配管が耐えられるか注意する
○60℃以上の熱湯を 30 分以上循環させる
（注）60℃より下がらないよう熱い湯を入れ続ける必要がある
（注）釜を使用していない施設は燃料費が高くなりがち
（注）熱に配管が耐えられるか注意する
- ③浴槽水の遊離残留塩素濃度を 1.0 mg/L 程度にすること。濃度の測定は毎時 1 回以上行うこと。再検査結果が適になるまで続けること。
- ④改善措置報告書及び維持管理計画書を提出すること。

レジオネラ属菌が 100 CFU/100mL 以上 1000 CFU/100mL 未満だった場合

- ①気泡発生装置等を停止すること。再検査結果が適になるまで続けること。
- ②浴槽、ろ過器、配管等の設備の洗浄・消毒してから浴槽を使用すること。
配管内消毒は以下のどちらか行うこと。両方やると効果的である。
 - 遊離残留塩素濃度を 50 mg/L 以上とし、5 時間以上循環させる
 - (注) 高濃度試験紙等で濃度が 50 mg/L になっていることを確認する
 - (注) 高い遊離残留塩素濃度に配管が耐えられるか注意する
 - 60℃以上の熱湯を 30 分以上循環させる
 - (注) 60℃より下がらないよう熱い湯を入れ続ける必要がある
 - (注) 釜を使用していない施設は燃料費が高くなりがち
 - (注) 熱に配管が耐えられるか注意する
- ③浴槽水の遊離残留塩素濃度を 1.0 mg/L 程度にすること。濃度の測定は毎時 1 回以上行うこと。再検査結果が適になるまで続けること。
- ④改善措置報告書及び維持管理計画書を提出すること。

レジオネラ属菌が 1000 CFU/100mL 以上だった場合

- ①浴槽を使用停止すること。再検査結果が適になるまで続けること。
- ②浴槽、ろ過器、配管等の設備の洗浄・消毒すること。
配管内消毒は以下のどちらか行うこと。両方やると効果的である。
 - 遊離残留塩素濃度を 50 mg/L 以上とし、5 時間以上循環させる
 - (注) 高濃度試験紙等で濃度が 50 mg/L になっていることを確認する
 - (注) 高い遊離残留塩素濃度に配管が耐えられるか注意する
 - 60℃以上の熱湯を 30 分以上循環させる
 - (注) 60℃より下がらないよう熱い湯を入れ続ける必要がある
 - (注) 釜を使用していない施設は燃料費が高くなりがち
 - (注) 熱に配管が耐えられるか注意する
- ③自粛届出書を提出すること。
- ④浴槽を使用再開する際に、使用再開届出書を提出すること。
- ⑤改善措置報告書及び維持管理計画書を提出すること。

カラン・シャワー

菌数 (100 mL 当たり)	カラン シャワー	貯湯槽・調節箱 の清掃・消毒	給湯水配管の 洗浄・消毒	遊離残留塩素 濃度の維持	自粛届出書 使用再開届出 書	改善措置報告 書・維持管理計 画書
100 CFU 未満	使用可能	必要	必要	最低でも 1.0 mg/l 程度		再検査で適にな った後で提出
100 CFU 以上 1000 CFU 未満	消毒措置後は 使用可能	必要	必要	最低でも 1.0 mg/l 程度		再検査で適にな った後で提出
1000 CFU 以上	使用停止	必要	必要		提出が必要	再検査で適にな った後で提出

レジオネラ属菌が 100 CFU/100mL 未満だった場合

- ①貯湯槽（調節槽）、カラン、シャワーヘッドの清掃・消毒をすること。
- ②できるだけ早く給湯水配管の設備の洗浄・消毒をすること。
配管内消毒は以下のどちらか行うこと。両方やると効果的である。
○遊離残留塩素濃度を 50 mg/L 以上とし、5 時間以上循環させる
（注）高濃度試験紙等で濃度が 50 mg/L になっていることを確認する
（注）高い遊離残留塩素濃度に配管が耐えられるか注意する
○60℃以上の熱湯を 30 分以上循環させる
（注）60℃より下がらないよう熱い湯を入れ続ける必要がある
（注）釜を使用していない施設は燃料費が高くなりがち
（注）熱に配管が耐えられるか注意する
- ③貯湯槽（調節槽）に塩素剤を添加し、遊離残留塩素濃度を 1.0 mg/L 程度にすること。
濃度の測定は毎時 1 回以上行うこと。再検査結果が適になるまで続けること。
- ④改善措置報告書及び維持管理計画書を提出すること。

レジオネラ属菌が 100 CFU/100mL 以上 1000 CFU/100mL 未満だった場合

- ①貯湯槽（調節槽）、カラン、シャワーヘッドの清掃・消毒をすること。
- ②給湯水配管の設備の洗浄・消毒してから使用すること。
配管内消毒は以下のどちらか行うこと。両方やると効果的である。
 - 遊離残留塩素濃度を 50 mg/L 以上とし、5 時間以上循環させる
 - （注）高濃度試験紙等で濃度が 50 mg/L になっていることを確認する
 - （注）高い遊離残留塩素濃度に配管が耐えられるか注意する
 - 60℃以上の熱湯を 30 分以上循環させる
 - （注）60℃より下がらないよう熱い湯を入れ続ける必要がある
 - （注）釜を使用していない施設は燃料費が高くなりがち
 - （注）熱に配管が耐えられるか注意する
- ③貯湯槽（調節槽）に塩素剤を添加し、遊離残留塩素濃度を 1.0 mg/L 程度にすること。
濃度の測定は毎時 1 回以上行うこと。再検査結果が適になるまで続けること。
- ④改善措置報告書及び維持管理計画書を提出すること。

レジオネラ属菌が 1000 CFU/100mL 以上だった場合

- ①給湯水系統の使用を停止すること。再検査結果が適になるまで続けること。
- ②貯湯槽（調節槽）、カラン、シャワーヘッドの清掃・消毒をすること。
- ③給湯水配管の設備の洗浄・消毒をすること。
配管内消毒は以下のどちらか行うこと。両方やると効果的である。
 - 遊離残留塩素濃度を 50 mg/L 以上とし、5 時間以上循環させる
 - （注）高濃度試験紙等で濃度が 50 mg/L になっていることを確認する
 - （注）高い遊離残留塩素濃度に配管が耐えられるか注意する
 - 60℃以上の熱湯を 30 分以上循環させる
 - （注）60℃より下がらないよう熱い湯を入れ続ける必要がある
 - （注）釜を使用していない施設は燃料費が高くなりがち
 - （注）熱に配管が耐えられるか注意する
- ④自粛届出書を提出すること。
- ⑤浴槽を使用再開する際に、使用再開届出書を提出すること。
- ⑥改善措置報告書及び維持管理計画書を提出すること。

3 日常点検記録票

設備名					____年 ____月分			
点検日		遊離残留塩素濃度の測定(mg/L)			浴槽水の換水	集毛器の清掃	調節箱・配管の消毒	
日	曜日	開始後	中間時	終了前			濃度または温度	時間
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

- 遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L以上とする。(1.0mg/Lを超えないことが望ましい。)
- 浴槽水は毎日、完全換水する。(毎日換水できない場合でも、週1回以上は完全に換水する。)
*毎日換水していない浴槽では、気泡発生装置やジェット噴射装置等を使用しない。
- 集毛器は毎日清掃する。
- ろ過器や配管内の消毒は、週1回以上行う。